

めぶくコミュニティ活性化業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

めぶくコミュニティ活性化業務の企画提案を募集します。本要領は、業務の目的を達成するうえで有効な提案を募り、最良な提案を選定するため、公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定めます。

1 業務の趣旨・目的

令和5年度に「デジタル田園都市国家構想交付金（TYPE3）」の採択を受け実装した「めぶくコミュニティ」は、いつでもどこでも市民が自由に発信できる地域活性プラットフォームです。マイナンバーカードで本人確認を行う「めぶくID」を使用し、なりすましや個人情報の漏洩リスクを回避しながら、市民が安心してデジタル上で意見表明・情報交換ができる場としての機能を有していますが、登録者数やコミュニティ活性化の面で、まだまだ伸びしろが大きい状況にあります。

また、本市では令和6年度からその運営支援を行っていますが、現在は個人間のやり取りにとどまり、自治体や民間企業、地域団体等の関わりが限定的で、参加者の意見を実際のまちづくり活動やコミュニティビジネスに反映させる出口戦略に欠けていることから、民間企業や自治体、地域団体等が参画し、デジタル上で様々な意見を交わし合い、それらを価値ある形で活用できる仕組みを整えることも求められます。

そこで、SNS等をはじめとしたデジタルプラットフォームの扱いに長けた学生等に、めぶくコミュニティを活用した新たなアイデアを企画し実行する事業に参加してもらい、事業参加から得た知見をもとに、めぶくコミュニティの発展に資する提言等を発表してもらいます。本プロポーザルにおいては、これらの実施に要する一連の業務について委託することとします。

なお、本事業においては『めぶくID』『めぶくアプリ』『めぶくコミュニティ』といった関連機能の開発及び改修を目的とするものではなく、既存の機能範囲において実施するものとします。

2 業務の内容・概要

(1) 業務名

めぶくコミュニティ活性化業務

(2) 業務内容

- ① 全体業務設計・進捗管理
- ② 参加者の募集及び広報
- ③ 勉強会等会議の開催運営
- ④ 発表会の企画・準備
- ⑤ 実施事業の進捗管理及びアドバイス
- ⑥ チャットツールの調達
- ⑦ 資料作成
- ⑧ 講師の調整

※詳細は、別紙1（業務仕様書（案））等を参照してください。

(3) 留意事項

以下の点に留意し、提案してください。

①別紙2（めぶくコミュニティ活性化業務イメージ）を踏まえ提案してください。

②実施においてはサービス提供主体であるめぶくグラウンド株式会社と十分に連携を行ってください。

3 予算額

2,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を予算の上限額とします。なお、消費税は10%を適用の上、積算してください。

4 契約期間・履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

5 応募資格

次に掲げる条件をすべて満たし、業務を安定的・円滑に実施できる法人その他の団体（以下「法人等」という。）

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定による本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 本市の令和8・9年度の物品・役務等業務競争入札参加資格審査において、申請を行い、資格の認定を受けていること。
- (4) 前橋市暴力団排除条例（平成23年前橋市条例第38号）に規定する暴力団員等（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号の規定に該当する者を除く。）でないこと。
- (5) 企画提案募集に係る公告の日から受託者候補の特定の日までの期間に、前橋市物品の製造等業者指名停止措置要綱第2条又は前橋市建設工事等暴力団排除対策措置要綱第2条の規定による指名停止期間中の者ではないこと。
- (6) 前橋市内に本社若しくは本店又は本市との契約に当たり委任先として登録している支社若しくは支店（営業所を含む。）を置くものであること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（会社更生法第199条第1項の規定による更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の規定による再生計画の認可がされている者を除く。）でないこと。

6 スケジュール

プロポーザル公告日	令和8年4月2日（木）
プロポーザル実施要領・仕様書の公表	令和8年4月2日（木）
質問受付期間	令和8年4月2日（木） から4月10日（金）午後5時まで（必着）

質問票への回答期限	令和8年4月14日（火）※随時回答
提出書類受付期限	令和8年4月20日（月）午後5時（必着）
第一次審査（書類審査）	令和8年4月24日（金）
第二次審査（プレゼンテーション審査）	令和8年5月1日（金）
審査結果通知書の発送	令和8年5月7日（木）以降
契約締結、業務開始	令和8年5月7日（木）以降

※上記のスケジュールは変更となる可能性がありますのでご了承ください。
 ※説明会はいりません。質問は「7 質問受付及び回答」により送付してください。

7 質問受付及び回答

- (1) 質問受付期間 令和8年4月2日（木）から4月10日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 質問様式 【様式1】質問票
- (3) 提出方法 電子メールで提出してください。
- (4) 提出先 seisaku@city.maebashi.gunma.jp
 メールのタイトルは「「めぶくコミュニティ活性化業務」プロポーザル（事業者名）」としてください。
- (5) 回答方法 令和8年4月14日（火）までに質問者にメール回答するとともに、本市ホームページに掲載します。

8 応募の手続き等

「5 応募資格」をすべて満たすもので本プロポーザルに応募するものは、次のとおり応募申請書及び企画提案書を提出してください。

- (1) 応募申込書について
- ① 受付期間 令和8年4月2日（木）から4月20日（月）午後5時まで（必着）
 - ② 提出方法 持参又は郵送（一般書留・簡易書留）による
 - ③ 応募申請書 別紙様式1部
 - ④ 提出書類
 - ・業務実施体制申告書
 - ・誓約書
 - ・法人定款、会社の概要がわかるパンフレット等
 - ・関連業務の実績の写し
- (2) 企画提案書について
- ① 受付期間 令和8年4月2日（木）から4月20日（月）午後5時まで（必着）
 - ② 提出方法 持参又は郵送（一般書留・簡易書留）による
 - ③ 企画提案書 6部及びデータ（CD-R等）1部
 - ※ 表紙に「業務名」及び「応募者」が分かるように記載すること。
 - ※ 企画提案には、以下の項目を必ず含めること。
 - ア 会社概要
 - イ 事業実績

- ウ 価格
- エ 提案内容
 - a. 全体業務設計・進捗管理
 - b. 参加者の募集及び広報
 - c. 勉強会等会議の開催運営
 - d. 発表会の企画・準備
 - e. 実施事業の進捗管理及びアドバイス
 - f. チャットツールの調達
 - g. 資料作成
 - h. 講師の調整

※ 提案内容の様式は自由とする。ただし、サイズはA4版の両面印刷で作成し、やむを得ずA3版を使用する場合には片面印刷でA4サイズに折込をすること。
ただし、提出書類一覧の他に、審査、選考上、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

(3) 見積書の提出について

- ① 受付期間・提出方法は企画提案書に同じ
- ② 必要部数 6部
- ③ 見積金額内訳明細書（任意様式）を添付すること。

(4) 提出書類の取り扱い

- ① 記載内容の変更等の禁止
提出された書類は、これを書き換え、差し替え、又は撤回することはできません。
- ② 提出書類の返却
提出された書類はお返しできません。
- ③ 費用について
応募申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。
- ④ 公表について
選定に係る公表等を行う場合に、応募書類の内容の全部又は一部を使用する場合があります。
- ⑤ 資料の取扱い
本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

9 審査

提出された書類に基づき、第一次審査を行います。その後、企画提案に関するプレゼンテーション・ヒアリングによる第二次審査を実施し、その結果最も優れた企画提案を提出した事業者を、契約の優先交渉事業者として決定し、交渉を行います。

(1) 第一次審査

- ① 日時 令和8年4月24日（金）
提出された書類の内容を審査します。応募者の出席は不要です。
- ② 審査結果発送予定 令和8年4月27日（月）
すべての応募者に連絡します。

(2) 第二次審査

- ① 日時 令和8年5月1日（金）（予定）
提出された書類及びプレゼンテーションに基づき、候補者を選出します。
なお、プレゼンテーションには本事業責任者が出席するものとします。
- ② 審査項目
ア 会社概要
イ 業務実績
ウ 業務理解度
エ 業務実施体制
オ 参加者の確保
カ 創意工夫
キ 経費積算の妥当性
- ③ 審査結果発送予定 令和8年5月7日（木）以降
審査を受けた事業者すべてに連絡します。

(3) 選定審査委員会

選定に当たっては、外部委員等で構成する選定審査委員会を設置し、委員会が次の選定基準に基づいて申請者の評価をした後、委員会の評価の結果・意見を踏まえて、優先交渉者を選定します。

(4) 選定基準

- ① 事業の理念及び仕様書（案）に基づく運営が図られるか。
② 事業の運営を安定的に行うことができる能力を有し、意欲があるか。

なお、次に該当する応募は失格とします。

- ・資格要件を欠くもの
- ・提出書類に虚偽の記載があったもの
- ・見積金額が要領3に記載の予算上限額を超える場合
- ・提出書類等の提出期間を過ぎて提出したもの
- ・複数の申請を行い又は複数の事業計画書を提出したもの
- ・本実施要領に記載された条件に適合しない場合
- ・その他選定に係る不正行為があったもの

(5) 契約候補者の決定方法

- ① 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を（又は、総合得点が最も高い者を）契約候補者（優先交渉者）して選定する。
- ② 契約候補者となることのできる最低基準をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点

数を得た提案者の中から契約候補者を選定する。

- ③（公募型の場合）提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。

(6) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、すべての提案者に文書により通知するとともに、本市ホームページにおいて公表します。

(7) その他留意事項

① 応募団体に関する実地調査

選定審査委員会が必要と認める場合は、応募者が運営する事業等の実地調査を行うことがあります。

② 選定審査委員との接触

応募者及びその関係者が、審査に関して選定審査委員会の委員と接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合は失格となることがあります。

10 契約

(1) 企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び金額は本市との交渉により決定します。

(2) 優先交渉事業者との交渉が不調に終わった場合、次順位者と交渉する場合があります。(3) 業務により作成された成果品に関するすべての権利は原則本市に帰属します。

(4) 契約保証金は免除するものとします。

11 別添資料等

- (1) 【別紙1】業務仕様書（案）
- (2) 【別紙2】めぶくコミュニティ活性化業務イメージ
- (3) 【様式1】質問票
- (4) 【様式2】応募申請書
- (5) 【様式3】業務実施体制申告書
- (6) 【様式4】誓約書
- (7) 【様式5】辞退届

12 提出先・問い合わせ先

〒371-8601

群馬県前橋市大手町二丁目12-1

前橋市 未来創造部 政策推進課 スマートシティ推進係

担 当 関口

電 話 027-898-6427

FAX 027-224-3003

メール seisaku@city.maebashi.gunma.jp